

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3344号)

令和8年6月4日

横情審答申第3344号

令和8年6月4日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和7年4月14日総管第181号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和5年9月22日に大さん橋の視察に随行した職員が判る資料 執務室  
入室退室が判る記録。各ゲート通過記録の行動が判る全ての文書」の不開示  
決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「令和5年9月22日に大さん橋の視察に随行した職員が判る資料 執務室入室退室が判る記録。各ゲート通過記録の行動が判る全ての文書」を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和7年3月7日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 横浜市庁舎では、行政機能や議会機能部分については、セキュリティゲートにより入退館の確認を行うとともに、それぞれのフロア内でも段階的な立入制限を行うなど、情報管理や防犯上の視点にも考慮したセキュリティを実施している。
- (2) セキュリティゲート等通過に必要なセキュリティカードへの権限設定等の事務については、横浜市が有する防犯入退館システムにおいて一元管理しており、実務はビル管理事業者に委託している。
- (3) セキュリティがかかった場所をセキュリティカードにより解錠するたびに、防犯入退館システムに記録（以下「ログデータ」という。）が残るが、ログデータの抽出・取り出し作業は、操作技術の関係上、実施機関の職員が行うことはできない。
- (4) ログデータの抽出・取り出しをすることは横浜市とビル管理事業者の委託業務内容に含まれておらず、ログデータの抽出・取り出しをするには別途委託契約を締結しなければならないので、ログデータを取得も保有もしていない。

また、ログデータ以外に実施機関で独自に作成している文書等も存在しない。

そのため、本件審査請求文書は作成しておらず、保有していないため不開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 全部開示を求める。
- (2) データを管理する部署がデータとして保管していないから開示できないのは職務怠慢であり市民の財産である情報を開示しないのは違法である。

#### 5 審査会の判断

- (1) 入退館等のセキュリティログデータの管理・運用に係る事務について

横浜市庁舎では、各施設・機能の特性に応じて、施設全体をセキュリティのレベルによって区分し、段階的に立入りを制限する「セキュリティ・ゾーニング」を導入している。

具体的には、低層部を市民に開かれたにぎわいを創出する空間とする一方で、行政機能や議会機能部分については、セキュリティゲートにより低層部と区分し、入退館の確認を行うとともに、それぞれのフロア内でも段階的な立入制限を行うなど、情報管理や防犯上の視点にも考慮したセキュリティを実施している。

セキュリティゲート等通過に必要なセキュリティカードへの権限設定等の事務については、横浜市が有する防犯入退館システムにおいて一元管理しており、実務はビル管理事業者に委託している。

セキュリティがかかった場所をセキュリティカードにより解錠するたびに、防犯入退館システムにログデータが残るが、ログデータの抽出・取り出し作業は、操作技術の関係上、容易に行えるものではない。

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、令和5年9月22日に大さん橋の視察に随行した職員が分かる資料として、執務室への入室又は退室が分かる記録及び各セキュリティゲート通過記録の行動が分かる全ての文書と解される。

- (3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

- (ア) セキュリティがかかった場所をセキュリティカードにより解錠するたびに、防犯入退館システムにログデータが残るが、ビル管理事業者と別途委託契約を締結する以外の方法で取得する方法はなく、ログデータの抽出・取り出し作業は、実施機関の職員が行うことはできない。そのため、実施機関としてはログ

データを取得しておらず、保有していない。

(イ) 開示請求日時点で、ビル管理事業者との委託契約仕様書にログデータに関する報告は含まれていないため、ビル管理事業者から横浜市に対してログデータそのものが報告されることはなく、ログデータの報告に関する文書又は記録は存在しない。

(ウ) 市庁舎の執務室等をセキュリティカードを使用して入退室した場合及びセキュリティゲートをセキュリティカードを使用して通過した場合は、ログデータが存在する可能性があるが、複数人で執務室等を入退室した場合やセキュリティゲートを通過した場合などは、解錠に使用したカード情報のみログデータとして記録され、実際に通過した人数や目的までは把握できない。

そして、ログデータが存在する場合でも、上記(ア)のとおり、ログデータの抽出・取り出し作業は、実施機関の職員が行うことはできない。そのため、実施機関としてはログデータを取得しておらず、保有していない。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 7 年 4 月 14 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 8 年 4 月 2 日 (第53回第四部会)	・審議
令和 8 年 5 月 7 日 (第54回第四部会)	・審議